

鎌倉市安全・安心まちづくり推進プランの改定について（概要）

1 計画期間（表紙）

改定前：令和5年度から令和7年度まで

改定後：令和8年度から令和10年度まで

2 プラン策定に当たって（P3）

刑法犯認知件数は、平成15年から減少傾向にあったものの、令和4年から増加傾向に転じ、令和6年は年間700件近く発生したことを記載します。

3 計画の位置づけ（P4）

令和8年度から第3次鎌倉市総合計画第5期基本計画（仮称）が開始されるため、安全・安心まちづくり推進プランが同計画の下位計画であることを明記します。また、令和5年7月27日付鎌企第407号において本市の行政計画関係図が企画課から示され、安全・安心まちづくり推進プランが都市マスタープランの下位計画であることが示されたため、それについても明記します。

4 計画期間（P4）

本計画期間が令和8年度から令和10年度までであることを記載するとともに、令和7年度に第4回目の見直しを行うことを追記し、これにあわせて計画期間（図解）を差替えます。

5 防犯の観点からみた現状・分析・課題（P6）

（1）刑法犯認知件数

令和3年まで減少傾向にありましたが、令和4年から増加傾向に転じており、令和6年は700件近く発生したことを記載します。また、増加した刑法犯認知件数の中で、自転車盗、万引き、詐欺の増加が顕著になっており、それらの対策が喫緊の課題であることを記載します。

（2）不審者情報件数

令和2年に20件であった不審者情報件数は、その後大船地域を中心に増加し、令和6年は41件発生したことを記載するとともに、不審者による犯罪が発生しないよう引き続き注意喚起を行っていく必要があることを記載します。

（3）特殊詐欺被害件数・被害額

令和3年は26件であった被害件数は、その後増加傾向に転じ、令和6年は49件発生したことを記載するとともに、令和3年は約6,700万円であった被害額が、令和6年はその2倍以上の約1億3,600万円となっていることを記載します。

6 各種グラフ（P7・8）

刑法犯認知件数、不審者情報件数（地域別）、特殊詐欺被害状況等をグラフで示しているため、令和6年までの集計内容を追記したグラフに差替えます。また、刑法犯認知件数の内訳を明示するため、「表2 鎌倉市刑法犯認知件数（内訳）」を追加します。

7 協議会開催経過（P28）

令和4年度以降の開催実績を追記します。